

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(R6年4月現在の情報)

都道府県名	兵庫県	問合せ 窓口	(組織名) ひょうご就農支援センター (住所) 兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目15-3	(電話) 078-391-1222 (メールアドレス) shyunou@forest-hyogo.jp
-------	-----	-----------	---	---

注: 相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位: 人)

	目標	直近過去実績						備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合に記載)		
		令和6年度		令和4年度		令和3年度			令和2年度	
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下		うち49歳以下	うち49歳以下
新規就農者数(必須)	300	300	270	270	268	268	245	245	R6年度の目標数値については、ひょうご農林水産ビジョン2030を根拠としているが、元から49歳以下での目標のため、「うち」数値と同数となっている。 また、「新規参入者数」及び「新規自営農業就農者数」の内訳については定めていないため、実績に基づき按分とした。	
内訳	新規参入者数	95	95	117	117	89	89	81		81
	新規自営農業就農者数	55	55	45	45	65	65	59		59
	新規雇用就農者数	150	150	108	108	114	114	105		105

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。

なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	新規就農者の円滑な地域での定着と早期の経営確立に向け、関係機関との連携により県及び地域段階に設置された就農支援センターがワンストップ窓口となり、就農相談から研修機会の提供、研修先となる親方農家とのマッチング、就農計画づくり、施設等の導入に係る初期投資の軽減など、就農希望段階から就農後の定着まで一貫して支援します。
地域と農業の紹介文	兵庫県は、「日本の縮図」ともいわれるように、北は日本海、南は瀬戸内海及び太平洋に続く紀伊水道に面し、中央部には中国山地が東西に横たわり、高原、平野、島々など広大で変化に富んだ地形と厳寒、降雪、乾燥、温暖という様々な気候が存在するなど、他府県に類を見ない多様な自然環境を有しています。さらに、歴史的に形成されてきた特色ある固有の風土、文化を有する摂津(神戸・阪神)、播磨、但馬、丹波、淡路といった5つの地域で構成されており、多様な自然環境のもと、それぞれの地域の気候・風土に根ざした多彩な農林水産業が営まれています。
主な農産物	生産量で全国順位の上位を占める農林水産物が多く、主なものとして、農産物では、山田錦(酒米)(1位)、丹波黒(黒大豆)(1位)、たまねぎ、いちじく、カーネーションなどがあります。また、神戸ビーフは、全国的にも有名なブランドとして知られています。
地域が求める新規就農者	農業の経験は問いません。地域に溶け込み互いに協力しながら、真剣かつ楽しく農業に取り組むことができる方を求めています。

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	ひょうご就農支援センター、兵庫県農業経営課(担い手対策班)	農業者による指導	県内指導農業士等の320名登録親方
研修支援	兵庫県農業経営課、県立農業大学校、県内の先進農家等の研修機関	販路支援	研修の中で生産された農産物を直売所等への販売を通じて学ぶ
技術・経営指導	各農業改良普及センター、JA生産部会、農業者	生活に係る支援(住居、子育て等)	市町の取り組みに準じる
農地確保支援	農地中間管理機構、市町農業委員会	事務局・全体調整	兵庫県農業経営課
機械・施設等の確保支援	兵庫県農業経営課、県内JA	その他(〇〇)	
資金相談	県内JA、日本政策金融公庫	その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目		支援内容の紹介
就農意欲喚起	○	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、ひょうご就農支援センターで就農に向けた相談を受付。(zoomを活用したオンライン相談も可) ・神戸国際会館において、就農希望者向けセミナー・相談会を開催しているほか、東京・大阪で開催される新・農業人フェア等にも出展。
	○	就農体験ツアー・インターンシップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・先進農家等でのインターンシップ(7日間、20日間 計100件) ・先輩農家を巡るバスツアー(10月予定)
	○	ホームページ、パンフレット等での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご就農支援センターHP(https://hyogo-shunou.jp)
	○	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の農業高校を対象に農業法人等による仕事説明会(6月、12月) ・就農希望者向け地域の就農支援者情報を記載した「地域就農・定着応援プラン」をHP等で発信。
就農前の支援	○	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立農業大学校(実践研修)や、兵庫楽農生活センター(就農コース)で1年間栽培指導を受けながら、研修を行うことができる。 ・そのほか、就農準備資金の受け入れ機関が54件。
	○	就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	<ul style="list-style-type: none"> ・各農業改良普及センターが研修状況や就農準備状況を把握し、適切な助言を行う。
	○	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地は市町や農業委員会、農地バンク等が斡旋。 ・県が補助事業(農業施設貸与事業)による支援を実施(上限2,500万円、リース料1/2以内)、年間30名の新規就農者が活用。 ・国の補助事業(経営発展支援事業)による支援を実施(上限750万円、補助率3/4以内)。年間30名の新規就農者が活用。 ・リース料または就農支援資金による切り替え等で営農資金の相談体制充実。
	○	販路確保、販路開拓に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の中で、親方等の助言を得ながら実践。
	○	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の取り組みに準ずる。 ・東京を中心とした移住者にはカムバックひょうご東京センター(有楽町)と連携し、ZOOM等で面談しながら就農の道筋を具体化する。
	○	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者向け地域の就農支援者情報を記載した「地域就農・定着応援プラン」をHP等で発信。 ・地域主導による外部人材の受入体制の整備等を支援。

就農後の定着・経営発展に向けた支援	<input type="radio"/>	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	・県内の各農業改良普及センター等で新規就農者に対して技術情報の提供や指導。
	<input type="radio"/>	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	・農地は市町や農業委員会、農地バンク等が斡旋。 ・認定新規就農者が活用できるため、複数回利用しながら、規模拡大に活用する。 ・(再掲)県が補助事業(農業施設貸与事業)による支援を実施(上限2,500万円、リース料1/2以内)、年間30名の新規就農者が活用。 ・(再掲)国の補助事業(経営発展支援事業)による支援を実施(上限750万円、補助率3/4以内)。年間30名の新規就農者が活用。 ・リース料または就農支援資金による切り替え等で営農資金の相談体制充実。
	<input type="radio"/>	販路確保、販路開拓に向けた支援	・年間40日程度を親方から生産や販売面の支援を受ける「地域の担い手定着応援事業」を活用。
	<input type="radio"/>	地元農家や地域住民との交流促進の取組	・(再掲)地域の溶け込み、生産や販売面について親方から支援を受ける「地域の担い手定着応援事業」を活用。
	<input type="radio"/>	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	市町の取り組みに準ずる。
	<input type="radio"/>	その他	(再掲)就農希望者向け地域の就農支援者情報を記載した「地域就農・定着応援プラン」をHP等で発信。 (再掲)地域主導による外部人材の受入体制の整備等を支援。

注: 都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。